

第4回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官

石田正範

第1 はじめに

法務省は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に独立行政法人国際協力機構（JICA）により開始された、同国最高裁判所、同国法務人権省法規総局¹（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局²（以下「知財総局」という。）を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）³に全面的に協力しており、当省から本プロジェクトの実施のために、検事2名（うち1名は知的財産高等裁判所での勤務経験のある裁判官出身）をインドネシアへ長期派遣するなどしている。

本プロジェクトにおいては、平成28年7月に、東京において、インドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局の関係者合計21名を対象とした第1回本邦研修⁴を実施したのを皮切りに、同年10月から11月にかけて、東京において、同最高裁判所関係者13名及び法規総局関係者9名を対象とした第2回本邦研修⁵及び第3回本邦研修⁶を各実施したところであるが、それらに引き続き、今般、平成29年2月13日（月）から同月21日（火）の間、東京において、法規総局職員及び憲法学等研究者16名を対象として、第4回本邦研修を実施した。

インドネシアは、人口約2億4000万人の大国であり、約1万3400個の島、約300の民族、約700の言語を抱えており、その多様性や歴史的経緯ゆえに、中央及び地方の各機関が制定する各種法令が多数存在し、かつその内容も法令相互に矛盾していたり、不明確な改正方法等に起因して、現行の法令・条項がどれかということも分かりにくかったりする状況にあり、かかる法令間の不整合、法令の不透明さは、インドネシアへの投資誘致の妨げとなっているといわれている。

また、インドネシアでは、その多様性や政治的経緯も相まって、地方自治が非常に進んだ国家であるが、その副次的作用とでもいえるべきか、中央法令と整合しない地方条例

¹ 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

² 我が国の特許庁等に相当する組織である。

³ 本プロジェクトのプロジェクト期間は、平成27年12月から平成32年12月までの5年間を予定している。本プロジェクトの詳細は、ICD NEWS 第67号（2016年6月）51ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

⁴ 第1回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第69号（2016年12月号）153ページ「[インドネシア] 第1回本邦研修（知的財産権の保護）」を参照されたい。

⁵ 第2回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第70号（2017年3月号）140ページ「[インドネシア] 第2回本邦研修（知的財産事件に関する裁判官の事件処理能力の強化等）」を参照されたい。

⁶ 第3回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第70号（2017年3月号）146ページ「[インドネシア] 第3回本邦研修（日本の立法過程について）」を参照されたい。

が多数存在しており、これも投資誘致を妨げるものとして大きな問題となっている。ジョコ・ウィドド大統領もこの点については大きな問題意識を持っているとされており、2016年7月には、同大統領の意向を受けた内務大臣が、法律上の権限規定⁷に基づき約3200の地方条例等を廃止する措置を取ったが、その後、憲法裁判所において同規定自体を違憲とする判決が下されるなど、なお混沌とした状況にある⁸。

それらの状況の中、現在、インドネシアでは、法令間の整合性を高めるための諸施策が進められており、その一環として、法規総局が、インドネシアの立法手続、法体系等を規定した2011年第12号法律（以下「12号法律」という。）の改正に向けた作業を進めている。そして、そこでは、現在は「任意的」とされている法務人権省の支局に所属する法令起草担当者（ドラフター）の地方条例制定過程への関与を、「義務的」にする方向での改正が志向されており、それらの事情を背景として、インドネシア側においては海外の地方自治に対する関心が非常に強い。

そのため、本研修では、かかる方向での12号法律の改正作業に資するように、日本の地方自治制度を中心としたカリキュラムを組むこととした。

また、現在インドネシアでは対外的にも公開された法規総局が管理する法令データベースは存在しているものの、その機能、更新状況は必ずしも十分ではないとされ、そのことが法案作成・審査時の作業の非効率化や外国人投資家等にとってのインドネシア法令の不透明さの一因となっている可能性もあるところ、法規総局から同システムの改善に関する日本側の知見の提供も求められていたため、本研修ではかかる点についても知見を提供することとした。

第2 本研修の概要

1 訪問・講義

(1) 名古屋大学大学院法学研究科愛敬浩二教授

名古屋大学大学院を訪問し、その施設を見学するとともに、憲法学、比較憲法学等を御専門とされている同大学大学院法学研究科の愛敬浩二教授に、日本国憲法における地方自治の位置付け等について講義をしていただいた。

研修員も、日本とインドネシアの実務上の各制度の違いは、それぞれの憲法上における地方自治の位置付けの違いに起因するとの認識を有しており、講義を熱心に聞き、活発な質問が出されていた。

(2) 京都大学大学院総合生存学館（思修館）大石眞教授

京都大学大学院を訪問し、その施設を見学するとともに、憲法学、議会法等を御専門とされている同大学大学院総合生存学館思修館の大石眞教授に、日本における法律と条例の関係等について講義をしていただいた。

⁷ 地方政府に関する2014年法律第23号251条2項、同条3項

⁸ 廃止された地方条例の効力については、現段階では不明である。

研修員は、インドネシアでも条例は法律の範囲内でしか制定することはできないとされているにもかかわらず前記の問題が生じているのに対し、日本ではかかる問題がさほど生じていない理由について、強く興味を持った様子で、かかる観点からの質問が多く出されていた。

(3) 当部講義

当職から、研修員に日本の立法過程の全体像を把握してもらうために、日本の立法過程、法令体系、地方条例に対する司法審査等の概要について、講義を実施した。

(4) 総務省

総務省自治行政局行政課地方議会企画官から、実務家の視点から、日本の地方行政制度について講義をしていただいた。

とりわけ法規総局職員の研修員は、実務家からの講義に興味を持ったようで、制度の細部等についても活発な質問が多く出された。

(5) 堺市役所

堺市役所を訪問し、竹山修身市長を表敬訪問したほか、法制文書課長に、実務家の視点から、地方行政制度、地方自治、法律と条例の関係、立法過程等について講義をしていただいた。

研修員は、大規模市の首長を表敬訪問できたことに非常に喜んでいた上、地方条例の制定過程は研修員の関心事項の中心であったことから、講義では活発な質問がなされていた。



(6) 大江橋法律事務所

大江橋法律事務所を訪問し、インドネシア関係の取引への関与経験が豊富な同事務所の小林和弘弁護士から、投資家サイドから見たインドネシア法令の問題点等について講義をしていただいた。

外国人から自国の法令の問題点等を正面から指摘されることは必ずしも愉快的なことではないと思われるが、研修員は小林弁護士の指摘を素直に聞いており、その一方で、研修員が反論すべきと考える点は懸命に反論をしており、非常に濃密かつ活

発な講義となった。

(7) 新日本法規出版株式会社

法律情報サイト「e-hok i」を提供している新日本法規出版株式会社を訪問し、同社が作成、管理している法令データベースシステムの概要、作成状況等について、デモンストレーションを受けながら講義を受けた。

研修員は、同社が提供している情報には、法令の条項のみならず、改正作業状況や研究者の論文等の多様なものが含まれていることに強く興味を持った様子であった。



2 インドネシア側発表

インドネシア側研修員を代表して、ジュンベル大学のバユ・ドゥウィ・アン講師から、12号法律の改正に関し、改正予定の詳細、作業状況、現在抱えている問題点等について発表を受け、それらについて質疑を実施した。

3 意見交換

行政法を御専門とされる名古屋大学大学院法学研究科市橋克也教授及びインドネシア法を御専門とされている同大学大学院国際開発研究科の島田弦教授を交えて、研修



員と意見交換を実施した。

意見交換においては、研修員側から、比較法的視点から日本とインドネシアの地方自治制度について深い議論ができたほか、12号法律の改正に当たってのインドネシアにおける具体的な問題点が浮き彫りとなるなど、実りあるものとなった。

4 その他

(1) 当部部长主催意見交換会兼昼食会

当部の阪井光平部部长主催の意見交換会兼昼食会を実施し、研修員と阪井部部长ら当部職員と研修員との間で率直な意見交換をするとともに、親睦を深めることができた。

(2) 懇談会

公益財団法人国際民商事法センター主催の懇談会が開催され、研修員と各講師を含む日本側関係者との間で一層の懇親が図られた。

第3 所感

本研修の研修員は、12号法律改正に直接関与している法規総局職員9名に加えて、同改正をアカデミックな立場から支援している憲法学等研究者7名も参加したが、研究者の参加が多かったこともあり、各講義においては、研修員からかなり深いレベルの質問が、時間が足りなくなるほどに熱心になされ、日程の全体を通じて、これまでの本邦研修以上に白熱した研修となったと思われる。

また、当部としても、研修員の発表や意見交換を通じて、第12号法律の改正状況の最新情報を得ることができ、有意義な研修となった。

なお、研修員それぞれの性格等に帰する部分も大きいとは思われ、またあくまで当職の個人的な感想ではあるが、研究者は、議論好きで、自分が疑問に思ったことはその場でかつ納得がいくまで質問をし、自分の意見もはっきりと言う傾向が強かったのに対し、法規総局職員は、まずは講師等の説明をしっかりと聞き、熱心にメモを取るなど少しでも多くの情報を吸収したいという姿勢を顕著に示し、発言には慎重な傾向があったように思われ、属性の違いに起因する姿勢の違いを垣間見ることができ、興味深かった。

本プロジェクトが開始された平成27年12月に当部と法規総局との付き合いが本格的に始まったが、本邦研修や現地出張等を通じて顔見知りの方々も増えていき、その関係は年々深くなってきていることが実感できる。今後も、その関係をより深めていき、本プロジェクトの目的を達成したい。

最後に、大変御多忙の中、講師をお引き受けいただいた先生方、多大な御協力をいただいた関係機関の皆様方に対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。

インドネシア法整備支援第4回本邦研修日程表

[教官:石田教官, 廣田教官, 専門官:道藤専門官]

月 日	10:00 12:00	14:00 17:00	備考
2 / 日 12	入国		
2 / 月 13	9:30~11:00 JICAオリエンテーション 国際会議室	11:15~12:00 ICDオリエンテーション 国際会議室	13:30~16:45 インドネシア側発表(12号改正の進捗状況) インドネシア研修員代表 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田弦 国際会議室
2 / 火 14	10:00~11:40 意見交換 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田弦 国際会議室	11:55~12:55 部長主催意見交換会 国際会議室	13:30~16:00 講義「地方行政制度について」 総務省自治行政局行政課地方議会企画官 江口哲郎 国際会議室
2 / 水 15	10:00~11:30 講義「日本の立法過程等」 国際協力部教官 石田正範 国際会議室	11:30 記念撮影 国際会議室	15:00~17:20 講義「法律と条例の関係、内閣法制局の役割」 京都大学大学院総合生存学館「思修館」教授 大石眞 京都大学(京都) 京都泊
2 / 木 16	10:30~12:30 新日本法規研修訪問(講義「法令データベースの概要・作成方法等」, 見学) 新日本法規(名古屋)	14:30~16:30 講義「日本国憲法における地方自治の位置付け」 名古屋大学大学院法学研究科教授 愛敬浩二	16:30~17:00 意見交換 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁 名古屋大学大学院法学研究科長 石井三記 名古屋泊
2 / 金 17	10:00~12:30 意見交換(インドネシアにおける具体的事例を踏まえて) 名古屋大学理事・副総長, 法学研究科教授 市橋克哉 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田弦	14:00~15:00 施設見学(名古屋大学) 名古屋大学 名古屋大学大学院法学研究科教授 稲葉一将	
2 / 土 18			
2 / 日 19			
2 / 月 20	9:30~12:00 講義「投資家サイドから見たインドネシア法令の問題点」 大江橋法律事務所弁護士 小林和弘 大江橋法律事務所	13:30~17:30 堺市役所訪問(市議会見学, 講義「条例制定過程等」, 市長表敬, 議会等見学) 堺市役所	
2 / 火 21	統括質疑・意見交換 国際協力部教官 国際会議室	評価会・修了式 JICA担当者 国際会議室	
2 / 水 22	移動日		

インドネシア法整備支援第4回本法研修・研修員名簿

1	ウイドド・エカチャヒアナ	45 歳
	Mr. Widodo Ekatjahjana 法務人権省法規総局長	
2	ヌルヤンティ・ウィディアストユティ	51 歳
	Ms. Nuryanti Widayastuti 法務人権省法規総局条例支援・起草者指導局長	
3	ユナン・ヒルミー	53 歳
	Mr. Yunan Hilmy 法務人権省法規総局整合性第二局長	
4	アジ・サメクト	55 歳
	Mr. FX. Adji Samekto ディボネゴロ大学教授	
5	サルディ・イスラ	48 歳
	Mr. Saldi Isra アンダラス大学教授	
6	ザイナル・アリフィン・モクタル・フサイン	38 歳
	Mr. Zainal Arifin Mochtar Husain ガジャマダ大学講師	
7	レフリ・ハルン	47 歳
	Mr. Refly Harun PT JASA MARGA (PERSERO) 代表監査役 (元国家官房長官特別アドバイザー)	
8	バユ・デュウィ・アングノ	34 歳
	Mr. Bayu Dwi Anggono ジェンベル大学講師	
9	フェリ・アムサリ	36 歳
	Mr. Feri Amsari アンダラス大学講師	
10	トリ・ワヒユ・ニンシ・マスダール	44 歳
	Ms. Tri Wahyu Ningsih Masdar 法務人権省法規総局事務局協力課長	
11	アレクサンダー・パルティ・ハロモアン	43 歳
	Mr. Alexander Palti Halomoan 法務人権省法規総局起草局大統領令案・法務人権大臣令案起草課長	
12	チャヒヤニ・スリアンダリ	43 歳
	Ms. Cahyani Suryandari 法務人権省法規総局起草局法案・法律代替政令案・政令案起草課長	
13	ウオロ・ウィジャヤンティ	45 歳
	Ms. Woro Wijayanti 法務人権省ジャカルタ特別州地方事務所法令公布課長	
14	フィキ・ナナ・カニア	43 歳
	Ms. Fiqi Nana Kania 法務人権省法規総局整合性第一局法務人権課長	
15	アンディ・サブトゥラ	35 歳
	Mr. Andi Saputra 憲法・パンチャシラ研究センター研究員	
16	ヘンドラ・クルニア・プトラ	29 歳
	Mr. Hendra Kurnia Putra 法務人権省法規総局起草担当者	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (Ishida Masanori), 廣田 桂 (Hirota Kei)
国際協力専門官 / Administrative Staff 遠藤裕貴 (Endo Yuki)